

陳情第 5 5 号	受理年月日	令和 3 年 9 月 1 7 日
付託委員会	議会運営委員会	
件名	市街化区域から市街化調整区域への見直しについての特別委員会の設置について	
要旨	<p>令和 2 年 11 月 4 日、16 日、17 日及び 22 日に八幡東区中央町のレインボープラザにおいて、市街化区域から市街化調整区域への見直しの説明会が開催された。そこでは、八幡東区の二次選定候補地が 5,000 分の 1 の地図で細かく明示され、対象世帯が同区だけで 5,400 世帯、住民が 1 万人になるとの説明があった。</p> <p>説明会では、区域区分の見直しは住民の財産権の侵害で憲法違反ではないかとの意見に対し市は、国土交通省に問合せをし、憲法上のそのような問題はないとの回答を得ているとのことであった。しかし、行政文書の開示請求をしたところ、関係書類は作成も取得もしておらず保有していないとのことである。また、同課員が毎年、固定資産税をふまえて 4 億円の減収になるのではないかと説明している。</p> <p>令和 3 年 9 月定例会本会議の日野雄二議員の一般質問において、建築都市局長が、「区域区分の見直しにより資産価値が低下した場合の固定資産税の減収や都市計画税が課税されなくなる事による税収減はいずれも否定できない。一方で対象地の将来の地価変動などを把握できず、固定資産税の評価ができないことから税収にどの程度の影響を及ぼすかを見込むことは難しいと考えている」と答弁した。しかし、建築都市局都市計画課は、令和元年 12 月 9 日付の文書で、八幡東区と市全体の区域区分見直しに伴う固定資産税等の減収についての試算結果を出している。それによれば、八幡東区（292ha5,400 棟）では固定資産税 9,336 千円、都市計画税 70,273 千円、合計 79,610 千円が減収になるとしている。また、市全体（1,500ha22,000 棟）では固定資産税 48,025 千円、都市計画税 310,634 千円、合計 358,659 千円が減収になるとしている。</p> <p>以上のとおり、市の事務は極めてずさんであり、市は市議会に対して不誠実かつ審議資料の隠蔽を行っている。</p>	

(続 く)

区域区分見直しによる市税収入の減少は、市民と市政運営に大きな影響を及ぼすと考えられるため、この問題は、建設建築委員会のみならず総務財政委員会でも審議されるべきものとする。については、本件について特別委員会を設置して審議していただきたい。